

令和元年9月市議会 建設水道委員会資料

第 123 号議案

市道路線の認定について

目 次

1 路線の概要	1 ページ
2 認定路線位置図	2 ページ
3 位置図、起終点写真	3 ページ
4 道路法及び道路法施行規則(抜すい)	4 ~ 5 ページ

土木部

令和元年9月



【路線の概要】

図面番号	路線名	道路延長	道路幅員	理由	備考
①	矢上町戸石町1号線	2,893.0m	7.7m～ 25.0m	国道からの移管による	認定
認定路線 計1路線		2,893.0m			

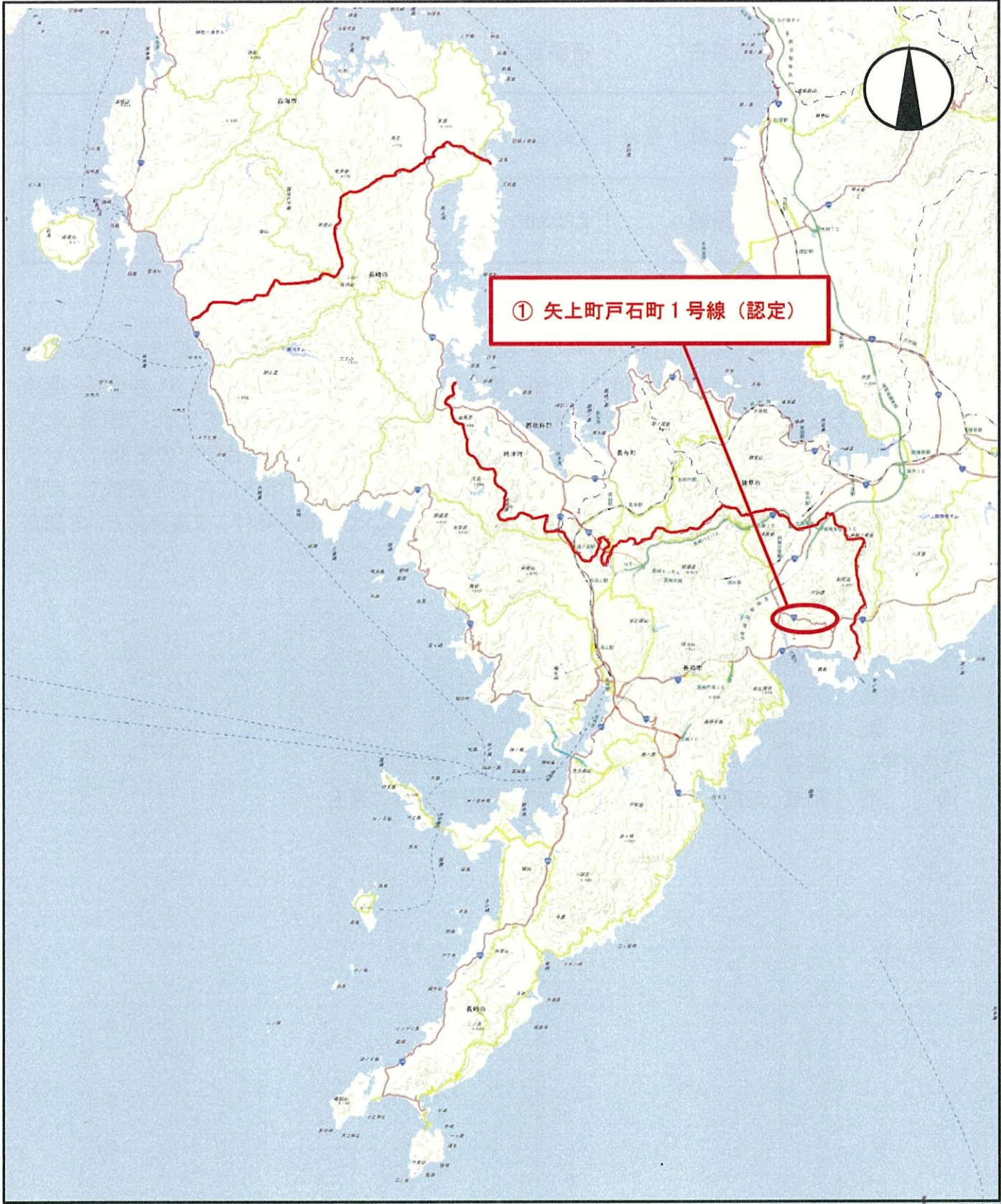
【市道認定の経緯】

矢上町戸石町1号線は、国道251号の一部の移管を受け、市道路線として認定するものである。国道251号は、長崎市内の国道34号から島原半島経由で諫早市内の国道34号までを連絡する国道であるが、矢上大橋が無料化されたことに伴い、国土を縦断、横断するという国道としての機能が矢上大橋側に移行しており、矢上交差点から戸石小学校前交差点までの区間については、国道としての機能は不要となっている。しかしながら、長崎市の区域内に存する道路で、市民の生活用道路として利用されていることから、当該区間について移管を受け、市道路線として認定する。

【路線の構造等】

路線の位置 長崎市矢上町～戸石町
 道路の形状 アスファルト舗装道路
 勾配 12%以下
 道路の接続 国道34号、国道251号、かき道東町1号線ほか
 構造 幅員、勾配、舗装などについて市道認定基準に適合

認定路線位置図



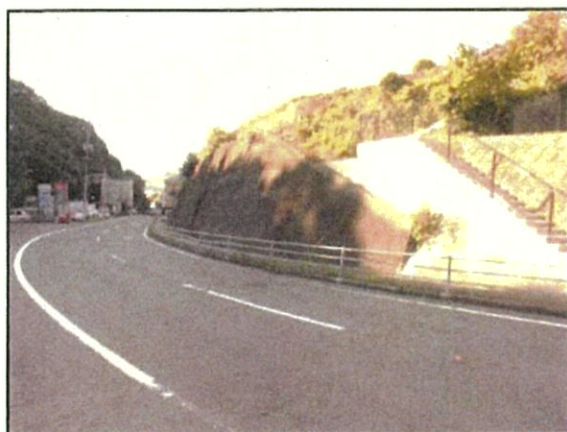
○位置図及び現況写真



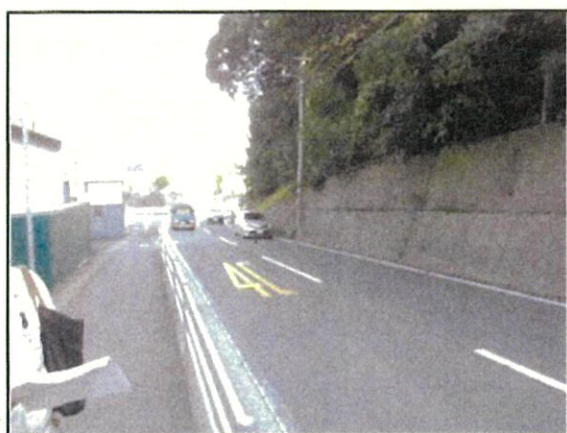
①



②



③



④



⑤



⑥



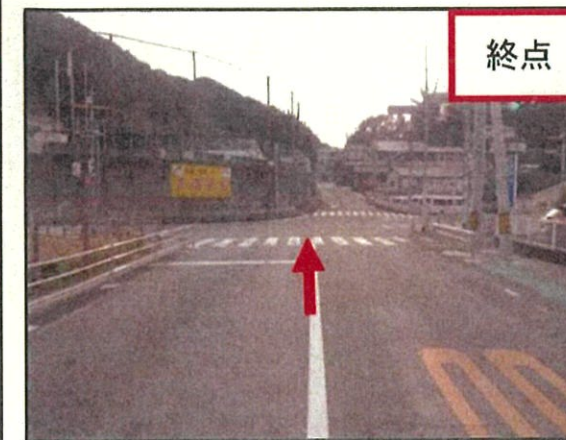
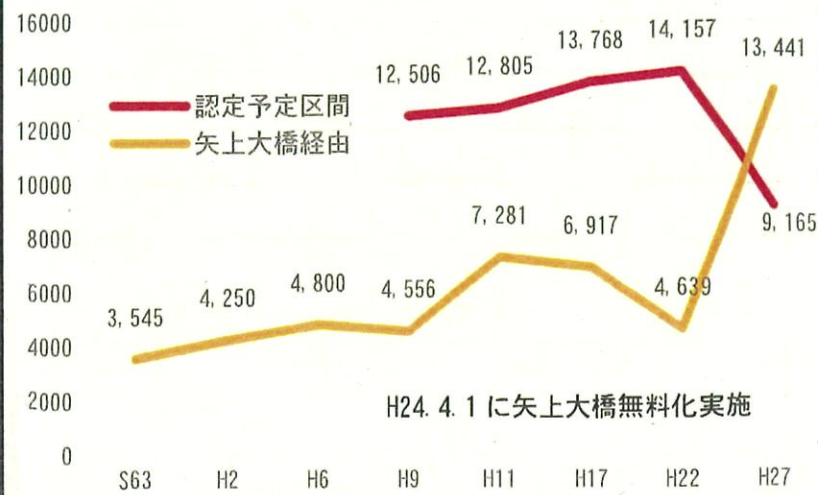
⑦

○国道251号全体図



国道251号の交通量の推移

全国道路交通情勢調査による交通量 (単位: 台/12h)
平日 自動車類のみ



⑧

○道路法

(道路の種類)

第三条 道路の種類は、左に掲げるものとする。

- 一 高速自動車国道 二 一般国道 三 都道府県道 四 市町村道

(一般国道の意義及びその路線の指定)

第五条 第三条第二号の一般国道（以下「国道」という。）とは、高速自動車国道と併せて全国的幹線道路網を構成し、かつ、次の各号のいずれかに該当する道路で、政令でその路線を指定したものをいう。

- 一 国土を縦断し、横断し、又は循環して、都道府県庁所在地（北海道の支庁所在地を含む。）その他政治上、経済上又は文化上特に重要な都市（以下「重要都市」という。）を連絡する道路
二 重要都市又は人口十万人以上の市と高速自動車国道又は前号に規定する国道とを連絡する道路
三 二以上の市を連絡して高速自動車国道又は第一号に規定する国道に達する道路
四 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する国際戦略港湾若しくは国際拠点港湾若しくは同法附則第二項に規定する漁港、重要な飛行場又は国際観光上重要な地と高速自動車国道又は第一号に規定する国道とを連絡する道路
五 国土の総合的な開発又は利用上特別の建設又は整備を必要とする都市と高速自動車国道又は第一号に規定する国道とを連絡する道路
2 省略

(都道府県道の意義及びその路線の指定)

第七条 第三条第三号の都道府県道とは、地方的な幹線道路網を構成し、かつ、次の各号のいずれかに該当する道路で、都道府県知事が当該都道府県の区域内に存する部分につき、その路線を認定した者をいう。

- 一 市又は人口五千以上の町（以下これらを「主要地」という。）とこれらと密接な関係にある主要地、港湾法第二条第二項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾若しくは地方港湾、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第五条に規定する第二種漁港若しくは第三種漁港若しくは飛行場（以下これらを「主要港」という。）、鉄道若しくは軌道の主要な停車場若しくは停留場（以下これらを「主要停車場」という。）又は主要な観光地とを連絡する道路
二 主要港とこれと密接な関係にある主要停車場又は主要な観光地とを連絡する道路
三 主要停車場とこれと密接な関係にある主要な観光地とを連絡する道路
四 二以上の市町村を經由する幹線で、これらの市町村とその沿線地方に密接な関係がある主要地、主要港又は主要停車場とを連絡する道路
五 主要地、主要港、主要停車場又は主要な観光地とこれらと密接な関係にある高速自動車国道、国道又は前各号のいずれかに該当する都道府県道とを連絡する道路
六 前各号に掲げるもののほか、地方開発のため特に必要な道路
2～8 省略

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第八条 第三条第四号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 省略

(路線の認定の公示)

第九条 都道府県知事又は市町村長は、第七条又は前条の規定により路線を認定した場合においては、その路線名、起点、終点、重要な経過地その他必要な事項を、国土交通省令で定めるところにより、公示しなければならない。

○道路法施行規則

(路線の認定等の公示)

第一条 道路法(昭和二十七年法律第百八十号。以下「法」という。)第九条の規定による路線の認定又は法第十条第三項において準用する法第九条の規定による路線の廃止若しくは変更の公示は、それぞれ別記様式第一、第二又は第三により、行うものとする。

二 都道府県知事又は市町村長は、前項の公示をする場合においては、都道府県道については縮尺五万分の一、市町村道については縮尺一万分の一程度の図面に当該路線を明示し、都道府県又は市町村の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。ただし、市街地その他特に必要があると認められる部分については、別に拡大図を備えなければならない。